

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た今年7月7日、ついに核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものである。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者ととともに国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験した日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められている。

9月20日には核兵器禁止条約の署名が開放されている。

よって、白河市議会は、下記の事項の実現について強く要請する。

記

1. 日本政府はすみやかに核兵器禁止条約に調印すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
外務大臣 河野 太郎 様

白河市議会議長

高橋 光雄